

第5次村田町総合計画 概要版

安心して
豊かに暮らせるまち
むらた

村 田 町

町民憲章

昭和54年制定

陽光に映える緑の山々に囲まれ、
水清く四季の花香り歴史と伝統に輝く、
人情うるわしいこの郷土に住む私たちは、
村田町民としての誇りを持ち、お互いの幸せと
限りない発展を期してこの憲章を定めます。

- 一、祖先を敬い、
力を合わせ明るい家庭をつくります。
- 一、健康につとめ
仕事に励み豊かな町をつくります。
- 一、自然と文化を愛し、
教養を高め道義の町をつくります。

『安心して豊かに暮らせるまち むらた』を目指して



私たちのまち「村田」は、豊かな自然環境と貴重な歴史的文化遺産を有するまちであり、先人たちの「村田への愛」と「たゆまぬ努力」によって創られ、現在まで受け継がれてきました。

しかし、今、私たちは、地球規模の気候変動や頻発する自然災害、急速に進行する人口減少・少子高齢化、公共施設や社会インフラの一斉老朽化などの課題に直面しています。

また、近年著しく進化するテクノロジーは、私たちの暮らしを便利にそして豊かにする一方で、人と人とのつながりや地域コミュニティの希薄化を進行させることや、新型コロナウイルス感染症等の様々な感染症への対策を講じる備えなど、新たな課題も生じています。

日本全体で人口減少への課題もある中、本町において人口減少を緩やかにするため、子育てしやすい環境や教育環境の向上、また、女性が活躍できる職場など雇用を創出する環境づくりなどにより、社会変化の大きな転換期に対応できる「第5次村田町総合計画」として策定いたしました。

策定にあたっては、まちの将来像「安心して豊かに暮らせるまち むらた」を目指し、計画に実効性を持たせるため「安心」「豊かさ」「暮らし」の3点の理念のもとに取り組み、快適な生活環境の中で健康にいきいきと毎日を過ごし、生きがいに満ちた幸せな暮らしを送ることができるまちを目指します。

さらに、国際社会の一員として持続可能な世界の実現に向け、SDGsを住民と共有し、世界の目標である認識を深め、役割を位置付けて進めていきます。

本計画を着実に推進し、先人たちから受け継いだ村田の伝統を大切に守りつつ、未来に向けて、新たな価値の創造に挑戦し続けることで、より魅力あふれる「むらた」を次世代に引き継いでまいります。

最後に、本計画策定にあたりまして、アンケートやパブリックコメントなどで、貴重なご意見・ご協力をいただきました多くの皆様に改めて感謝申し上げますとともに、町議会、総合計画審議会、各種関係機関、団体の皆様に厚く御礼申し上げ、今後とも円滑な計画の推進に向けて、一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月

村田町長 大 沼 克 巳

基本構想

1 まちの将来像

まちづくりの担い手としての住民が、快適な生活環境の中で健康にいきいきと毎日を過ごし、生きがいに満ちた幸せな暮らしを送ることができるまちを本町が目指す姿として描き、「安心して豊かに暮らせるまち むらた」を将来像とし、その実現に向けてまちづくりを進めていきます。

安心して豊かに暮らせるまち むらた

2 まちづくりの基本理念

本町のまちづくりの基本理念は、次の3点です。

1 やすらぎを感じ、いつまでも住み続けたいまちづくり

安心

行政と住民がそれぞれの役割を果たすとともに、相互の連携を通じて地域の発展に貢献する自立と協働のまちづくり

2 心身ともに豊かで活力のあるまちづくり

豊かさ

子どもから高齢者まですべての住民が、快適な生活環境のなかで生涯を健康でいきいきと暮らせるまちづくり

3 誰もが快適に暮らせるまちづくり

暮らし

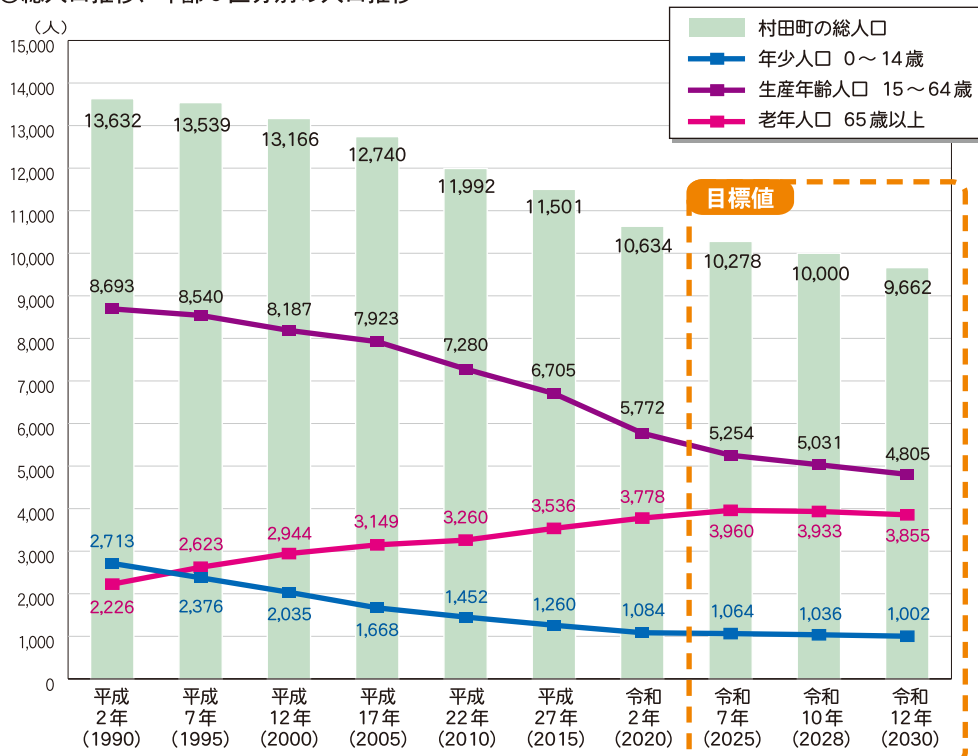
利便性と安全・安心を兼ね備えた質の高い生活環境を創出し、誰もが快適に暮らせるまちづくり

3 将来フレーム

令和10年の目標

10,000人

○総人口推移、年齢3区分別の人口推移



本町の人口は減少傾向にありますが、本計画による施策を進めることにより人口減少を緩やかにして、目標年次の人口を10,000人とします。

(※令和2年は住民基本台帳人口値)

4 基本構想の推進に向けて

1 安全・安心な地域づくりの推進

東日本大震災を教訓として、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本として、防災基盤整備の向上、被災住民の支援、住民の防災に対する意識向上を重点に、自助・共助・公助の連携を強化しながら防災・減災対策を進めていきます。

近年各地で甚大な被害を及ぼしている台風、集中豪雨、その他の自然災害に対しても、防災への関心や意識が高まり、災害が発生した際に、二次災害を未然に防ぐための取り組みが求められています。

また、新型コロナウイルス感染症対策を経て新たに取り入れた「新しい生活様式」の実践や、日頃から周知や啓発すると同時に、様々な感染症への備えを持続可能な未来づくりにつなげていきます。

さらに、地域に暮らす人が支え合い助け合うことで、地域力を高め「住民」と「行政」の役割を確認しながら、団体や組織と連携し地域に根ざした防災に強いまちづくりを進めていきます。

2 少子高齢化への対応と子育て支援の推進

少子高齢化に的確に対応し、すべての人たちが健康的に自立した生活を送れるような環境を形成していきます。町民の健康づくりの充実を図るとともに、児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉などの地域に根差した施策の充実を図ります。また、将来を担う子どもたちが安心して健やかに暮らせるように、働き方改革によるワークライフバランスの推進など、子どもを育てやすい取り組みや地域ぐるみで子育てを支援する環境づくりを進めていきます。

3 住民協働の推進

暮らす人がそれぞれの地域において自主性と創意工夫によって、地域の個性や特性を活かした地域づくりを進める必要があり、地域に暮らす人が支え合い助け合うことで、身近な問題を解決できる力となります。

基本構想の実現に向け、町政の各種施策の実施にあたっては、住民と行政のつながりをさらに深め、住民が町政に参加しやすい環境づくりを進めていきます。

4 財政健全化計画の推進

町の財政状況については、人口減少や少子高齢化による町税等の自主財源の伸び悩みや扶助費等の社会保障費の増加、以前より高水準にある公債費の影響などにより、資金不足額が生じ、これを基金で賄う状況が続いており、このままの状況で推移すれば、本町の地方自治の根幹に関わる、重大な局面に至ることも憂慮せざるを得ない状況にあります。

新たな財源確保策の手立てを講じることをはじめ、これまで以上に徹底した内部管理経費の節減はもとより、様々な改革や改善策を実施していかざるを得ないものと考えており、持続可能な財政基盤の立て直し、改善策の実施に向けては、住民サービスの質・量を極力維持しつつ、かつ負担増を招かない形で進めることを基本に据えなければなりません。

そのためには、町と住民が一体となり、「村田町財政健全化計画」の財政構造等の改革を推し進め、財政基盤の立て直しに取り組んでいきます。

施策の大綱

豊かな学びと心を育み 文化の薫るまちづくり

- | | |
|--------|-----------|
| 1 学校教育 | 3 芸術・文化活動 |
| 2 社会教育 | 4 社会体育 |

健康でいきがいを持って 暮らせるまちづくり

- | | |
|------------|-------------|
| 1 健康づくりと医療 | 4 高齢者支援 |
| 2 地域福祉 | 5 障がい者(児)支援 |
| 3 子育て支援 | 6 社会保障 |

魅力的で活力ある まちづくり

- | | |
|------------|---------|
| 1 農林業の振興 | 3 観光の振興 |
| 2 商業・工業の振興 | |

快適で利便性の高い まちづくり

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 土地利用・都市計画 | 6 交通安全意識の高揚 |
| 2 道路・河川の整備 | 7 犯罪のない安全なまち |
| 3 公園 | 8 消費生活 |
| 4 上水道 | 9 情報通信基盤の充実 |
| 5 防災体制の整備・促進 | |

安全・安心で環境に やさしいまちづくり

- | | |
|-------------|--------------|
| 1 自然環境の保全 | 4 資源循環型社会の推進 |
| 2 環境保全と公害防止 | 5 下水道 |
| 3 美化推進と環境衛生 | |

協働と連携の まちづくり

- | | |
|--------------|-----------------|
| 1 住民参加と協働の実践 | 4 町政情報の公開 |
| 2 移住・定住の促進 | 5 男女共同参画の推進 |
| 3 広報広聴活動の充実 | 6 国際交流・地域間交流の推進 |

※施策の方針は「基本計画」に記載。

持続可能な開発目標（SDGs）との関係

2015年に国際連合で採択された持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）は、2030年を目標年度とし、「誰一人取り残さない」持続可能な世界の実現に向け、貧困の撲滅や教育の充実、働きがいと経済成長の両立、気候変動への対策、陸や海の豊かさを守るといった17のゴール、169のターゲット（ゴールごとの詳細な方向性）から構成される「世界共通の目標」です。



SDGs の17ゴール

※17のゴールを「基本計画」に表示。

基本計画

1 豊かな学びと心を育み文化の薫るまちづくり

1 学校教育

生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期である幼児教育及び学校教育の充実を図り、学び続ける力と自立する力を培い、健康で豊かな人間性と社会性を備えたこれからの時代に対応できる人づくりを目指します。

(1) 学び続ける力と自立する力の育成	① 主体的に学ぶ意欲と基礎的・基本的な知識技能の定着 ② 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進
(2) 豊かな人間性と社会性の育成	① 豊かな心を育む教育の充実 ② 自らの生き方を探求する「志教育」の推進
(3) 健康で安心・安全な教育の推進	① 健康な体づくりと体力・運動能力の向上 ② 命を守るための知識と能力の育成 ③ 食に関心を持つ元気な子どもの育成
(4) 地域社会との連携による教育環境づくり	① 教職員の資質・能力の向上 ② 伝統・文化の尊重と国際理解を育む教育の推進 ③ 地域に開かれた魅力ある学校づくりの推進
(5) 幼児教育の充実	① 幼稚園の教育課題を踏まえた魅力ある園経営 ② 3年間を見据えた教育課程の編成 ③ 一人一人の特性に応じた指導の充実 ④ 保・幼・小の連携と円滑な接続 ⑤ 子育て支援のための環境整備



2 社会教育

学校・家庭・地域の協働のもと、夢と志を持った、魅力あふれる子どもたちを育むため、一人一人が安心して学べる環境づくりに取り組み、活動をとおして生まれる「人とのつながり」を重視し、活力ある元気な「人づくり・地域づくり」を推進します。また、子どもの人格形成を担う家庭の教育力の向上を地域全体で目指します。

多くの町民が、いつでも、どこでも、生涯学習に取り組むことができるよう、また、学びで得た成果を地域の活動に生かしていけるよう、豊かな学び活動のサポートに努めます。

(1) 人づくり・地域づくりの推進	① 学校・家庭・地域が連携した教育活動の推進 ② 家庭教育の充実
(2) 豊かな学び活動のサポート	① 生涯学習の機会の充実 ② 読書活動の推進 ③ 社会教育団体の育成・支援
(3) 公民館活動・地域コミュニティ活動の推進	① 公民館活動・地域コミュニティ活動の推進
(4) 社会教育施設の整備	① 社会教育施設の整備・充実 ② 学ぶ意欲に応える学習情報の発信



3 芸術・文化活動

趣味や教養を活かした自主的な文化活動を支援し、全ての世代の人たちがすぐれた芸術文化にふれる機会を提供し、かおり高い文化のまちづくりを推進します。

文化財保護については、郷土への誇りを育み、歴史的資源を十分に活かし、新たな価値を加えた魅力ある地域づくりのための保存と活用にも努めます。

(1) 芸術文化活動の振興	① 優れた芸術文化に親しむ機会の充実 ② 文化団体の育成・支援 ③ 関係機関との連携
(2) 文化財保護の推進	① 文化財の保存と活用 ② 文化財の継承と普及啓発 ③ 伝統的建造物群保存地区の保存と整備



4 社会体育

子どもから高齢者まで、それぞれの体力や年齢で気軽に運動やスポーツを楽しめる環境づくりと、競技スポーツの支援に努め、生涯にわたりスポーツやレクリエーションに親しむことができる豊かなスポーツ社会を創造します。

(1) 生涯スポーツの推進	① 全世代が健康でスポーツに親しめる活動の充実 ② スポーツ団体の育成・支援と連携強化
(2) 社会体育施設の整備	① 社会体育施設の整備・充実 ② 社会体育施設の管理と有効活用



2 健康でいきがいを持って暮らせるまちづくり

1 健康づくりと医療

町民一人一人が、生涯にわたり自ら健康づくりに取り組むことができるよう、関係機関と連携し、町民誰もがこころも身体も健康に暮らすことができるまちづくりを目指します。

また、安心して妊娠、出産、子育てができるよう妊娠期から切れ目のない支援体制を整備し、子育て世代及び子どもたちの健康を地域全体で支えることを推進します。

さらに、新型コロナウイルス感染症等の新たな感染症を含む、様々な感染症の発生時においても発生段階に応じた対策を講じ、感染拡大を抑制します。

(1) 健康づくりの推進	① 健康増進事業の充実 ② 健康診査・各種検診の充実 ③ 母子保健事業の充実 ④ こころの健康づくり事業の充実 ⑤ 感染症予防の推進
(2) 医療体制の整備	① 地域医療・救急医療体制整備の充実



2 地域福祉

地域の中で子どもから高齢者まで、すべての人々が安心して暮らせる地域社会の実現に向け、社会福祉協議会や各種団体と相互に連携しながら、地域福祉を担っていくことができるようなネットワークを構築していきます。

住民の福祉に対するニーズに対して的確に対応していくため、ボランティアリーダーの人材育成、地域組織の強化などを図ります。

行政による福祉サービスの充実と、住民相互の助け合い、支え合い活動の促進を両輪として、安心して暮らしていける仕組みづくりを推進します。

(1) 福祉意識・啓発活動の充実	① 福祉意識の高揚
(2) 福祉ボランティア活動の推進	① ボランティア活動の推進 ② 福祉ボランティアの育成
(3) 地域福祉推進システムの確立	① 地域福祉活動の推進 ② 民生委員・児童委員活動への支援 ③ 地域における支援体制の整備



3 子育て支援

多様化する子育てのニーズに柔軟に対応できる仕組みを構築し、すべての子どもの幸せの実現に向けて、子どもや家庭の置かれた状況に応じたきめ細かな支援、切れ目のない子育て支援を実現し、子どもと子育て家庭を地域社会全体で支援していく子育て環境の整備に取り組みます。

(1) 子育て支援の充実	① 保育サービスの充実 ② 児童館活動の充実 ③ 子育て支援センターの充実 ④ 地域の子育て環境の整備 ⑤ 子育て支援サービスの充実
(2) 子どもの健全育成の支援	① 健全育成の推進 ② 児童虐待防止対策の充実
(3) 子育て家庭への支援	① 子育て支援助成事業の充実 ② 相談体制の充実 ③ ひとり親家庭への支援



4 高齢者支援

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるよう、介護予防に努め、高齢者の経験、知識、技術を生かした活動の場を確保し、生きがいづくりや自立した生活を支援します。

また、介護サービスなどの高齢者福祉サービス等の充実を図り、高齢者をみんなで支え合える地域づくりを目指します。

(1) 介護予防の推進	① 健康づくり・生きがいづくり・認知症予防の推進
(2) 介護福祉サービス等の充実	① 認知症高齢者施策の充実 ② 介護保険サービスの適切な提供推進 ③ 生活支援体制の整備 ④ 包括的支援事業の充実
(3) 住環境・生活環境の向上	① 安心して快適な生活環境の充実



5 障がい者（児）支援

障がい者が地域の中で人格と個性が尊重され、障がいの有無にかかわらず互いに支え合い、安心して充実した生活を送ることができる社会（共生社会）を目指し、身近な地域におけるサービス拠点づくりや障がい福祉サービスの整備を図り、ノーマライゼーション理念の実現及び障がい者（児）の自立支援を推進します。

(1) 障がい者（児）の総合的支援	① 障がい者（児）の支援・サービスの充実
(2) 自立と社会参加の促進	① 地域生活支援事業の充実 ② 就労支援の促進
(3) 相談体制の整備	① 相談支援体制の充実 ② 権利擁護の推進



6 社会保障

いつでも安心して医療が受けられるように、国民健康保険税や、後期高齢者医療保険料、介護保険料負担の公平化と給付の適正化を図るために制度の周知や啓発活動を推進します。

また、特定健康診査の受診率向上や保健指導の強化により疾病予防と生活習慣病リスク要因の減少に努め、医療費の抑制を図ります。

住民にとって一番身近な窓口として年金相談活動を進めるとともに、多角的に啓発活動を展開することで制度周知を図り、一人一人の年金受給権確保に努めます。

(1) 国民健康保険	① 国民健康保険事業の健全財政の運営
(2) 後期高齢者医療保険	① 後期高齢者医療制度の安定的な運営
(3) 介護保険	① 介護保険事業の適正な運営
(4) 国民年金	① 国民年金制度の周知と啓発



3 魅力的で活力あるまちづくり

1 農林業の振興

農業は、本町の基幹産業であり、担い手を育成するとともに、その確保に努め、優良農地の保全や生産基盤の整備等、効率的かつ安定的な農業経営の促進に努めます。

林業については、村田町森林整備計画に基づいて森林を整備するとともに、森林資源活用のため、林産物の生産振興、森林資源の利活用を進めていきます。

(1) 農畜生産の振興・体制の整備	① 集落農業の推進 ② 担い手の育成・確保 ③ 高収益作物の奨励・導入 ④ 資源循環の取組みの推進 ⑤ 畜産の振興
(2) 農地の確保・効率利用	① 遊休農地対策 ② 農地の流動化
(3) 農業土地基盤の整備	① ほ場の整備 ② 用排水路の整備 ③ 農道の整備
(4) 林業の振興	① 施業などの推進 ② 病虫害対策の推進 ③ 特用林産物の生産振興
(5) 有害鳥獣対策	① 有害鳥獣対策 ② 農作物への被害防止対策



2 商業・工業の振興

自然災害等のリスクを乗り越える力強い事業経営の実現に向けた取り組みを支援し、持続可能な地域経済の成長を目指します。

商店街の活性化については、持続的な経営戦略を描く商店への支援や、新たに起業しようとする事業者への支援、事業承継の取り組みへの支援を積極的に行うほか、組織的な取り組みを支援することで、商店街の魅力向上に努めます。

工業の振興と活性化を図るため、新規立地可能性調査を継続的に実施し、新たな企業の誘致につなげるほか、既存・地元企業との連携、地元人材とのマッチング等を図り、連携による新たなビジネス機会の創出を図ります。

(1) 中小・小規模事業者支援	① 災害等のリスクへの対応支援 ② 活用しやすい融資制度の整備
(2) 魅力ある商店街づくり	① 商店街の活性化 ② 商工関係組織への支援
(3) 企業誘致の促進と立地企業支援	① 企業誘致の促進 ② 立地企業支援
(4) 雇用・勤労者対策	① 雇用機会の創出 ② 学校との連携による人材育成
(5) 農工商の連携	① 地場産業の振興 ② 連携機会の創出



3 観光の振興

蔵の町並みなどの歴史的建築物、豊かな自然、魅力的な発酵食品文化や、ここだから味わえる農産物など、村田町が持つ観光資源を連携させた観光戦略を町全体で共有し推進します。さらに、広域観光ネットワークづくりを進め、広域観光推進を図ります。

(1) 観光戦略の共有と観光資源の整備と活用	① 町の観光ビジョン・観光戦略の推進 ② 蔵の町並みの整備と活用 ③ 町所有観光関係施設の整備と活用
(2) 関連団体への支援	① 観光物産協会との連携と自立支援 ② 観光戦略の中核を担う民間組織の育成
(3) 広域観光ネットワークづくりとPR	① 観光キャンペーンを通じた地域連携 ② みやぎ蔵王三源郷推進協議会による連携



4 快適で利便性の高いまちづくり

1 土地利用・都市計画

快適な住環境整備の確保による暮らしやすいまちづくりの推進のため、自然環境の保全と都市環境の整備が調和するよう配慮しながら、歴史的建造物を活用・保全に努めるとともに調和の取れた景観を重視し、長期的な視点から生活基盤となる土地利用計画を進めていきます。

(1) 土地利用	① 用途地域の検証
(2) 都市計画	① 住宅環境の整備 ② 都市施設の整備



2 道路・河川の整備

道路整備においては、地域性や重要度を基に計画的に進め利便性の向上を図ります。また、あらゆる災害に備える道づくりに努めます。

広域交通網の整備は国、県、町が一体となって取り組むことで広域ネットワークの形成が図られるため、整備促進を働きかける要望活動を展開していきます。

河川整備においては、県管理の河川についての整備促進を国、県等に要望活動を展開するとともに、町管理の河川は河川愛護活動を通して、住民との協働を進めていきます。

(1) 幹線・生活道路網の整備	① 町道の整備 ② 広域幹線交通網の整備促進
(2) 河川の整備	① 管理河川の整備促進
(3) 公共交通の整備	① 持続可能な公共交通網の構築 ② 地域公共交通手段の確保



3 公園

町民に憩いと安らぎを与える交流の場、災害時の避難場所として公園の整備と既存公園の維持管理に努めます。

また、潤いある住民生活のため、緑豊かで自然に親しめる緑地の整備と、地域住民参加による自主的な管理運営が行われるよう支援に努めます。

(1) コミュニティ創出のための公園管理	① 都市公園の管理
(2) 交流創出に向けた公園管理	① 児童遊園の管理



4 上水道

安定供給を確保・継続していくことは重要課題であり、今後耐用年数を迎える施設の延命化を図るため、適切な維持管理を行うとともに、大規模災害等の対応を含めた耐震化の推進、漏水事故などに対するバックアップ体制の整備、危機管理体制の充実を図るため、健全な事業運営に努めます。

(1) 水の安定供給	① 水の安定供給 ② 水質管理の充実
(2) 水道施設の安全性の確保	① 水道施設の維持・更新 ② 危機管理体制の充実
(3) 健全な事業運営	① 経営基盤の安定化 ② 利用者の視点に立った事業運営



5 防災体制の整備・促進

町民のいのちとくらしを災害から守り、被害の軽減や迅速な避難行動につなげるために、防災・減災に向けた「自助」・「共助」・「公助」の連携による防災体制の強化を図るとともに、住民の消防・防災の意識高揚に努めます。

また、住民が安心して暮らせるよう消防・防災施設、避難所の資機材の整備充実を図ります。

(1) 消防力の強化充実	① 消防水利の充実 ② 消防・防災資機材の充実
(2) 組織の強化充実	① 消防団員の入団促進 ② 自主防災組織の活動の充実と連携
(3) 通信連絡体制の確保	① 通信網の整備 ② 通信連絡体制の充実
(4) 防災体制の整備	① 地域防災計画の充実 ② 防災訓練の充実



6 交通安全意識の高揚

町民の交通安全教育の徹底と交通安全思想の高揚を促していきます。

また、交通安全施設の整備を図るなど、「交通災害の防止」により、安全で安心な住みよいまちづくりを推進します。

(1) 交通安全啓発活動の充実	① 交通ルール・マナーの定着 ② 飲酒運転の根絶
(2) 交通安全施設の整備	① 交通安全施設の点検整備



7 犯罪のない安全なまち

犯罪のない明るく住みよい地域社会を構築するため、効果的な地域防犯対策や暴力追放対策を地域住民の積極的な参加、関係機関・団体などの密接な連携によって推進し、犯罪の未然防止に努めます。

(1) 防犯運動の推進	① 防犯意識の向上 ② 地域防犯活動の推進
(2) 防犯団体の育成と防犯体制の充実	① 防犯団体の育成 ② 防犯体制の充実
(3) 防犯施設の整備	① 防犯灯の新設 ② 防犯灯の維持管理



8 消費生活

消費者が主体的に判断し行動する意識を育むため、消費者教育の充実や広報紙、SNS等で、迅速に積極的な情報提供に努めます。また、消費者トラブルを公正かつ円滑に解決するため、関係機関との連携をはかりながら、相談業務の充実・強化に努め、安全で快適な消費生活の実現を目指します。

(1) 消費者意識の啓発・教育	① 消費者啓発 ② 消費者団体育成
(2) 消費者相談体制の充実	① 消費生活相談



9 情報通信基盤の充実

地域情報化や行政の情報化を一層推進し、住民が等しくサービスを受けられるように関係機関と連携を図りながら情報格差の解消を図り、情報通信基盤の充実を目指します。

オンライン化を活用した各種申請など行政の情報化を推進するとともに、窓口のワンストップ化や窓口サービスの向上を図ります。

また、情報通信技術を活用し便利な地域社会を形成するため、Society5.0の実現に向けて進めていきます。

(1) 地域情報化	① ICTインフラの整備 ② 情報の利活用
(2) 行政の情報化	① 庁舎内システムの運用管理 ② 情報セキュリティの推進 ③ 総合窓口体制の充実



5 安全・安心で環境にやさしいまちづくり

1 自然環境の保全

水源の森百選にも選定された自然豊かな谷山水源の森、村田ダム周辺の美しい自然環境を守り、自然環境保全に対する意識を高め、未来を担う子ども達につなげていきます。

山林などの不法投棄対策として、広報紙等での普及啓発及び監視カメラなどの設置や地域住民や警察と連携し監視体制の強化を行うことで、自然環境の保全に努めます。

(1) 身近な自然空間の活用	① 自然空間の創出	② 市街地の緑化保全
(2) 森林環境の保全	① 森林環境の整備	② 森林環境の管理



2 環境保全と公害防止

大気、水、土壌等の汚染防止のため環境保全活動を推進し、現在の美しく豊かな環境を住民と行政が連携した環境保護活動を行い、自然にやさしい環境づくりを目指します。

また、公害を未然に防止するため関係諸機関との連携によって、発生源に対する指導・監視と定期的な検査を実施し、健康で快適な生活環境の保全に努めます。

(1) 環境保全の推進	① 温暖化防止対策の推進 ② 環境教育の充実
(2) 公害防止	① 公害防止対策の強化 ② 公害に関する啓発活動の充実



3 美化推進と環境衛生

ごみの不法投棄やポイ捨てなど環境美化に関するマナー啓発に努め、継続的な広報と不法投棄防止対策や地域住民との連携によって美化活動を推進します。

また、防疫対策や家庭排水の水質良化対策を進め、快適な生活と清潔で衛生的な住環境を目指します。

(1) 美化活動の推進	① 環境美化活動の推進 ② 不法投棄防止対策の推進
(2) 衛生対策の推進	① 水質保全対策の推進 ② 防疫事業の推進
(3) 柴田斎苑の環境整備	① 自然と調和した施設周辺整備



4 資源循環型社会の推進

美しく整然とした清潔で住みよい環境づくりのため、ゴミや廃棄物の適正処理に向けた取り組みを促進します。また、廃棄物の排出抑制やリサイクルをはじめとする資源の循環的利用に積極的に取り組むとともに、二酸化炭素等、温室効果ガス排出量の削減に向けた行動を実践し、循環型・低炭素社会の実現を目指します。

(1) 適正処理と排出抑制	① ごみ収集体制と処理施設の整備 ② ごみ減量化の推進 ③ ごみ分別収集の徹底 ④ ごみ収集に関する啓発活動の充実
(2) 循環型社会の形成	① 再資源化の推進 ② 循環型社会の推進



5 下水道

快適な生活環境を維持するために、健全な施設の管理が求められ、多くの施設は耐用年数を迎えるなか、施設の延命化、機能強化対策を進めます。さらには、施設の統廃合を図ることで維持管理費の抑制に努めます。

(1) 下水道施設整備	① 公共下水道の施設整備 ② 合併処理浄化槽の設置 ③ 下水道施設維持管理
(2) 水洗化の普及	① 水洗化の普及
(3) 健全な事業運営	① 経営基盤の安定化



6 協働と連携のまちづくり

1 住民参加と協働の実践

対話と情報公開による情報の共有化を進めることで、町民と行政のつながりをさらに深め、町民が町政に参加しやすい環境づくりを進めます。また、まちづくりの担い手育成、組織化、活性化を進め、地域課題を解決できる協働のまちづくりを目指します。

(1) 地域自治組織の構築	① 住民参加の推進 ② 新たな組織の構築
(2) 地域活動の支援	① 人材の育成 ② 活動の啓発と団体への支援



2 移住・定住の促進

地域における人口減少に歯止めをかけるため、町の歴史や文化、自然の豊かさなどの魅力をPRし、交流イベントなど、多様なきっかけを通じて、地域への新しい人の流れを創り出し、住んでみたい、これからは住み続けたいという意識を醸成します。また、支援体制の構築を図ります。

(1) 移住・定住体制の充実	① 移住・定住希望者への支援体制の充実 ② 地域おこし協力隊への支援 ③ 空き家の利活用
----------------	--



3 広報広聴活動の充実

協働によるまちづくりに向けて、町民と行政との情報共有を図るため、迅速かつ創意工夫を凝らした広報活動を展開するとともに、多様な情報媒体を活用した情報発信の強化に努めます。

(1) 広報活動の充実	① 親しみのある広報紙づくり ② 住民ニーズに応じた情報の提供 ③ インターネットや新たなメディアを活用した情報発信
(2) 広聴活動の充実	① 町政に参加しやすい環境づくり



4 町政情報の公開

町政に関する情報を公開することにより、町政の透明性を高め、町民に信頼される開かれたまちづくりを推進します。また、町政に関する情報について町民との共有を図ることにより、町民のまちづくりに対する関心や意欲を高め、まちづくりへの参画を促進します。

(1) 情報公開制度の活用	① 情報公開制度の周知 ② 情報公開状況の公表
(2) 情報公開制度の運用	① 適切な行政文書の管理 ② 職員研修の充実



5 男女共同参画の推進

男女共同参画社会の形成によるいきいきとした社会の実現に向け、人権を尊重しながら誰もが性別にとらわれず、個性と能力を発揮でき、男女がともに仕事と生活の調和を大切に健康で心豊かな生活を送ることができるよう推進します。

(1) 男女がともに参画する環境づくりの促進	① 家庭や職場における共同参画の推進 ② 相談体制の充実 ③ 教育・学習活動の充実
------------------------	---



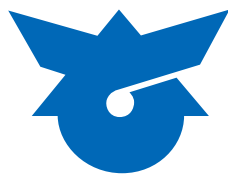
6 国際交流・地域間交流の推進

グローバル化に対応する国際的な視野に立ったまちづくりを行い、留学生等との交流の推進を図り、人類の尊厳や国際理解を深め、コミュニケーション能力と国際感覚豊かな人材育成を図ります。

地域間交流については、町外・国外問わず様々な人たちとの交流を深め、地域の特性を生かした交流を推進します。

(1) 国際交流	① 国際交流の促進 ② 派遣事業の推進
(2) 地域間交流	① 地域間交流の促進





第5次村田町総合計画

第5次村田町総合計画

発行日：令和3年3月

発 行：宮城県村田町

〒989-1392 宮城県柴田郡村田町大字村田字迫6

TEL 0224-83-2111(代) FAX 0224-83-5740

編 集：村田町企画財政課

印 刷：(株)ペナントコーポレーション
